

2019年6月13日

佐世保重工業 元従業員の皆様へ

佐世保重工業株式会社

退職者の方の石綿健康管理手帳交付申請について

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付が定められています。

当社では、昭和59年12月迄の期間中、石綿の製造又は取扱い作業（直接業務）、及び、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方が交付要件の対象となります。

労働局に申請し、石綿健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受ける事が出来ます。但し既に「じん肺健康管理手帳」の交付を受けられている方は除きます。

石綿健康管理手帳の交付を希望される方は、下記相談窓口までお気軽にお問合せ下さい。

**総務部 専用ダイヤル**

**電話 0956-23-0166**

(受付時間：平日9時～17時)